

目次

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 景観計画及びこれに基づく措置

第1節 景観計画の策定等（第7条－第10条）

第2節 行為の規制等（第11条－第16条）

第3節 景観重要建造物等（第17条）

第3章 雑則（第18条・第19条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号）の規定に基づく景観計画の策定等について必要な事項を定めることにより、豊かさとやすらぎを感じ、市民が誇りと愛着を持てる景観を形成し、もって市民生活の向上に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 市民、事業者及び市は、本市が有する歴史的景観、文化的景観及び自然景観は、地域の特性であること及び次世代へ受け継ぐ財産であることを認識し、かつ、協働を推進することでこれらを整備し、及び保全するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第3条 市民は、良好な景観を形成する主体であることを認識し、積極的、自発的に良好な景観を形成するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策の推進に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、自らの事業活動が周囲の景観に大きな影響を与えることを認識し、良好な景観を形成するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策の推進に協力しなければならない。

（市の責務）

第5条 市は、第2条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、良好な景観の形成に関する施策の策定及び実施については、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

（定義）

第6条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 米沢市協働推進条例（平成21年米沢市条例第1号）第2条第1号に規定する協働をいう。
- (2) 米沢市景観形成委員会 米沢市景観形成委員会設置条例（平成15年米沢市条例第3号）第1条に規定する米沢市景観形成委員会をいう。
- (3) 市民 本市に居住する者、町内会（本市の区域内において地縁により形成された団体をいう。）、市民団体（本市の区域内において営利を目的としない活動を行う団体をいう。）をいう。
- (4) 事業者 本市の区域内で事業を営む者をいう。
- (5) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち、建築物及び屋外広告物以外のもので、次に掲げるものをいう。
 - ア 擁壁類、塀類その他これらに類するもの
 - イ 煙突、広告塔、高架水槽その他これらに類するもの
 - ウ 製造施設、貯蔵施設、遊技施設、自動車車庫、汚物処理施設、ごみ焼却施設等の施設
 - エ 電気供給又は電気通信のための施設その他これらに類するもの
 - オ その他市長が指定するもの

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、景観法において使用する用語の例による。

第2章 景観計画及びこれに基づく措置

第1節 景観計画の策定等

（景観計画）

第7条 市長は、基本理念にのっとり、良好な景観を形成するため、景観法第8条第1項の規定により景観計画を定めるものとする。

2 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、米沢市景観形成委

員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(地域の区分)

第8条 市長は、景観計画において、地域の特性を活かした景観を形成するため、次の各号に掲げる地域を定めることができる。

(1) 自然景観保全地域 自然景観を保全する地域

(2) 景観形成地域 計画的に土地利用が進められている地域で、主に住宅地における景観形成を図る地域

2 市長は、前項各号の地域を定めようとするときは、あらかじめ、米沢市景観形成委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、第1項各号の地域を変更し、又は廃止する場合について準用する。

(景観形成重点地区の指定)

第9条 市長は、積極的に良好な景観を形成する必要があると認める区域を、景観形成重点地区として指定することができる。

2 市長は、景観形成重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ、米沢市景観形成委員会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、景観形成重点地区を指定したときは、その旨を告示するものとする。

4 前2項の規定は、景観形成重点地区を変更し、又は廃止する場合について準用する。

(景観計画への適合)

第10条 景観計画区域内において、景観法第16条第1項各号に掲げる行為を行おうとする者は、周辺の環境に十分配慮するとともに、当該行為を景観計画に適合させるよう努めなければならない。ただし、市長が公益上必要なもので、用途上又は構造上やむを得ないと認めるものについては、この限りではない。

第2節 行為の規制等

(追加行為)

第11条 景観法第16条第1項第4号の条例で定める行為（以下「追加行為」という。）は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（景観法第16条第1項第3号に掲げるものを除く。）

(2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積

（届出事項等）

第12条 追加行為に係る景観法第16条第1項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書に、規則で定める図書を添付して行わなければならない。

2 追加行為に係る景観法第16条第1項の規定に基づき条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに行為の完了予定日とする。

3 追加行為に係る景観法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により当該追加行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（適用除外行為の追加）

第13条 景観法第16条第7項第11号の条例で定める行為（以下「適用除外行為」という。）は、次に掲げる行為とする。

(1) 別表適用が除外される行為の種類欄に定める区分に応じ、それぞれ同表自然景観保全地域の欄又は景観形成地域の欄に定めるもの

(2) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、堆積の期間が30日を超えて継続しないもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

（特定届出対象行為）

第14条 景観法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

(勧告の手続)

第15条 市長は、景観法第16条第3項の規定により勧告をしようとするときは、あらかじめ、米沢市景観形成委員会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観法第16条第3項の規定により勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(変更命令等の手続)

第16条 市長は、景観法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、米沢市景観形成委員会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観計画区域内において景観法第16条第1項各号に掲げる行為(同項の規定による届出を要する行為を除く。)をしようとする者又はした者に対し、当該行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その必要な限度において、当該制限に適合させるために必要な措置をとるよう要請することができる。

第3節 景観重要建造物等

(景観重要建造物及び景観重要樹木)

第17条 市長は、景観法第19条第1項の規定により景観重要建造物又は同法第28条第1項の規定により景観重要樹木(以下これらを「景観重要建造物等」という。)の指定をしようとするときは、あらかじめ、米沢市景観形成委員会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定により景観重要建造物等を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、景観法第27条第1項又は第35条第1項の規定による景観重要建造物等の指定の解除について準用する。

第3章 雑則

(条例の改正)

第18条 市長は、この条例を改正しようとするときは、米沢市景観形成委員会に意見を聴くものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(米沢市景観計画の発効までの経過措置)
- 2 この条例の施行の日から平成22年8月31日までの間(以下「移行期間」という。)は、山形県景観条例(平成19年山形県条例第69号)の規定により山形県が定めた景観計画のうち本市に係る部分については、当該部分を本市の景観計画とみなす。
(移行期間における適用除外行為の追加の特例)
- 3 移行期間の間は、第13条を次のとおり読み替えるものとする。

(適用除外行為の追加)

第13条 景観法第16条第7項第11号の条例で定める行為(以下「適用除外行為」という。)は、次に掲げる行為とする。

- (1) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- (2) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、堆積の期間が30日を超えて継続しないもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為、規模
 - ア 建築物の新築、増築、改築又は移転 高さ13メートル以下かつ建築面積1,000平方メートル以下のもの
 - イ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 当該修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に係る面積が400平方メートル以下のもの
 - ウ 煙突、広告塔、高架水槽等に類する工作物の新設、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 当該建築物に係る工作物の高さが13メートル以下であるもの
 - エ 電気供給又は電気通信のための施設その他これらに類する工作物の新設、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 当該建設等に係る工作物の高さが20メートル以下であるもの
 - オ ウ及びエに該当しない工作物の新設、増築、改築、若しくは移転、

外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 当該建設等に係る工作物の高さが13メートル以下で、かつ、築造面積が1,000平方メートル以下であるもの

カ 法第16条第1項第3号及び第11条第1項に掲げる行為 当該行為に係る面積が3,000平方メートル以下であつて、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さが5メートル以下で、かつ、長さが30メートル以下であるもの

キ 第11条第2項に掲げる行為 当該行為に係る物件の高さが5メートル以下で、かつ、その用に供される土地の面積が1,000平方メートル以下であるもの

(景観重要樹木の指定の特例)

- 4 山形県景観条例第22条の規定により山形県が指定した景観重要樹木のうち、次の表に掲げる樹木は、第17条第1項の規定は、適用しない。

山形県が指定した景観重要樹木の名称	所在地
万歳の松（赤松）	万世町桑山200番1

別表（第13条関係）

適用が除外される行為の種類	自然景観保全地域	景観形成地域
建築物の新築、増築、改築、移転	高さ13メートル以下かつ建築面積1,000平方メートル以下のもの	高さ10メートル以下かつ建築面積500平方メートル以下のもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	上段の規模以下の建築物かつ変更面積が見付面積の2分の1以下のもの	上段の規模以下の建築物かつ変更面積が見付面積の2分の1以下のもの
工作物（ただし、擁壁類、塀類、電気供給又は電気通信のための工作物は除く。）の新設、増築、改築又は移転	高さ13メートル以下かつ築造面積1,000平方メートル以下のもの	高さ13メートル以下かつ築造面積1,000平方メートル以下のもの

工作物（ただし、擁壁類、塀類、電気供給又は電気通信のための工作物は除く。）の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	上段の規模以下の工作物かつ変更面積が2分の1以下のもの	上段の規模以下の工作物かつ変更面積が2分の1以下のもの
擁壁類の新設、増築、改築又は移転	高さ5メートル以下かつ長さ30メートル以下のもの	高さ5メートル以下かつ長さ30メートル以下のもの
擁壁類の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	上段の規模以下の擁壁類かつ変更面積が2分の1以下のもの	上段の規模以下の擁壁類かつ変更面積が2分の1以下のもの
塀類の新設、増築、改築又は移転	全ての規模	高さ1.8メートル以下かつ長さ10メートル以下のもの
塀類の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	全ての規模	上段の規模以下の擁壁類かつ変更面積が2分の1以下のもの
電気供給又は電気通信のための工作物の新築、増築、改築又は移転	高さ20メートル以下のもの	高さ20メートル以下のもの
電気供給又は電気通信のための工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	上段の規模以下の電気供給又は電気通信のための工作物かつ変更面積が2分の1以下のもの	上段の規模以下の電気供給又は電気通信のための工作物かつ変更面積が2分の1以下のもの
開発行為	面積3,000平方メートル以下のもの	面積1,000平方メートル以下のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	面積3,000平方メートル以下のもの	面積1,000平方メートル以下のもの

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ5メートル以下かつ面積1,000平方メートル以下のもの	高さ2.5メートル以下かつ面積500平方メートル以下のもの
----------------------------	-------------------------------	-------------------------------